

## 死刑制度について

～ 厳罰化を望む世論との関係～

2011年6月23日

黒川 峻佑

- .はじめに
- .日本の死刑概要
- .死刑を取り巻く他国の状況
- .死刑存廃論の争点
  - 1. 「威嚇力」の観点
  - 2. 「応報性」の観点
  - 3. 冤罪の可能性
- .世論の厳罰化傾向
- .厳罰化傾向の問題点
- .おわりに

### .はじめに

近年、死刑存廃の議論が白熱している。その原因の一つとして、裁判員制度の導入が考えられるだろう。国民自らが判決を下さねばならない可能性がある現在の状況の中、ひとりの人間の生命に関わる死刑という刑罰が社会的にも注目を浴びることは至極当然の流れだといえる。

今回の勉強会では死刑制度の是非を考えつつ、司法と社会との関係も考えていきたいと思う。

### .日本の死刑概要

- ・ 刑法第11条 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。  
死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。
- ・ 死刑罪名 < 刑法典 >  
内乱罪、外患誘致罪、外患援助罪、現在建造物等放火罪、激発物破裂罪、現住建造物等侵害罪、列車転覆致死罪、往来危険による自動車転覆等致死罪、水道毒物混入致死罪、殺人罪、強盗致死罪、強盗強姦致死罪 以上12

< 特別刑法 >

爆発物使用罪、決闘致死罪、航空機強取致死罪、航空機墜落致死罪、人質殺  
害罪、組織的殺人罪 以上 6

・ 確定した死刑判決

2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
5 件	3 件	2 件	15 件	11 件	20 件	23 件	10 件	18 件	8 件

・ 死刑執行数

2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2 人	2 人	1 人	2 人	1 人	4 人	9 人	15 人	7 人	2 人

.死刑を取り巻く各国の状況

	E U	ロシア連邦	中華人民共和国
死刑の存廃	廃止	事実上廃止	存置
執行方法	なし	銃殺	銃殺、致死薬注射
執行状況	なし	1999 年以降なし	世界中の死刑執行の 約 8 割を占める
その他	E U 加入条件として 死刑廃止が必須	1997 年 死刑相当罪を縮小	麻薬関係の重罰規定 が顕著

.死刑存廃論の争点

- 1. 「威嚇力」の観点

・ 社会秩序の維持を目的とする、抑止力としての死刑

- 2. 「応報性」の観点

- ・客観的な正義感情を標準とする、贖罪的応報刑論

- 3. 冤罪の可能性

- ・自白の強要など、取り調べ方法の問題

以上の3つが主な争点となっている。存置論者の主張は威嚇力もメインに展開されることが多い。一方、廃止論者の主張で最も取り上げられるものは冤罪の可能性である。そして以下の2項目では、応報性の観点から国民世論との関係を考えてみた。

.世論の厳罰化傾向

- ・内閣府の「基本的法制度に関する世論調査」(2010/06/06付)によると、死刑の存置を「やむを得ない」とする回答が85・6%
- ・凶悪犯罪による安全性の低下を原因とする厳罰化を望む傾向
- ・昨今、軽視されてきた犯罪被害者に対する同情による厳罰化を望む傾向
- ・異常性の高い犯罪による治安悪化の実感、イメージ
- ・報道の形式による治安悪化の実感、イメージ
- ・アノミー状況の不満や余裕の無さから、犯罪に対する反応の加熱

.厳罰化傾向の問題点

- ・刑罰の私刑化、復讐のための道具化
- ・罪刑法定主義の崩壊の可能性

- ・数の暴力（＝民意）による少数派（＝被告人）の圧倒
- ・世論による「有罪推定の風潮」と「疑わしきは被告人の利益に」の原則との乖離

.おわりに

ここからは私の意見を述べたいと思う。私は死刑制度に反対だ。その理由として最も大きなものは、被告人の人権の確保である。社会からの有罪推定や感情的な応報意識、不透明な取り調べ方法などは冤罪の温床であると言えるだろう。そして、冤罪のまま死刑に処してしまえば賠償を施すこともできない。そのような問題が存在している以上、死刑制度はできるだけ早く廃止されるべきだと考える。

最後に論点を列挙する。

- ・死刑制度に賛成か反対か
- ・国民感情は司法に影響を与えるのか
- ・死刑が廃止された場合、代替刑として妥当なものは何か

<参考文献>

- ・青沼陽一郎『私が見た21の死刑判決』2009年 文春新書
- ・王雲海『日本の刑罰は重いか軽いのか』2008年 集英社新書
- ・角田猛之『法社会学・講義 日本社会と法』2010年 晃洋書房
- ・三原憲三『死刑廃止の研究 第六版』2010年 成文堂
- ・村野薫『死刑はこうして執行される』2006年 講談社